





事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8~9

A 公益社団法人 東松山法人会 URL.https://www.h-hojin.jp/





新春講演会を開催しました

令和5年2月8日(水)東松山市民文化センターにおいて新春講演会 を開催いたしました。コロナ禍のため3年振りの開催となりました。 通常実施されている懇親会は見送りとなりましたが講演会の開催が

通常実施されている懇親会は見送りとなりましたが講演会の開催が 出来たことを会員の皆さんも喜んでおられました。

熊谷市出身の生駒佳与子氏に「プロフェショナル 〜私とゴルフ〜 」 と題して講演いただきました。プロとしての心構え、ゴルフのワンポイントアドバイス等ご指導いただきました。

きっと参加者の方のゴルフのスコアが良くなるでしょう!。





期別決算研修会・在職老齢年金研修会を開催しました

期別決算研修会を令和 5 年 2 月 9 日(木)東松山市民文化センターにおいて開催しました。税務署の担当官から決算の留意点について説明いただきました。在職老齢年金研修会を令和 5 年 2 月 14 日(火)東松山市民文化センターにおいて開催しました。川越年金事務所の担当者から在職老齢年金の留意点について説明いただきました。

理事会を開催しました

令和5年2月21日(火)、ガーデンホテル紫雲閣 東松山において理事会を開催しました。令和5年度の事業計画・予算書が上程され満場一致で承認されました。







インボイス制度説明会

事業者の皆様に、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の 開始に向けて必要な準備を進めていただくため、税務署主催のインボイス制度説明 会が法人会の会議室において開催されました。

法人会の PR に繋がる説明会となりました。



お知らせ

令和5年度法人会・会費の口座振替による徴収を下記の通り実施させていただきます。 ※領収書の発行は致しませんので必要な方は東松山法人会事務局までご連絡ください。

本会 引き落とし日 令和5年6月27日(火)

(※当日引落しできなかった場合7月27日(木)に再引落しいたします)

青年部会・女性部会 引き落とし日 令和5年7月27日(木) (※当日引落しできなかった場合8月29日(火)に再引落しいたします)

なお、会費のお支払方法は口座振替を推進しております。

口座振替手続きに移行されていない会員様につきましては、この機会に変更いただきますようお願いいたします。口座振替依頼書につきましては本会事務局に用意してあります。



新会員ご紹介

(令和4年12月~令和5年2月)

【敬称略】

★東松山支部

賛助	法人名	代表者	住所	電話	紹介者
0	Vio:Ns	須澤 香織	東松山市元宿 1-28-6-102	090-4669-0192	埼玉りそな銀行東松山
	㈱Nex STEP	坂中 統輝	東松山市六軒町 4-2	0493-81-3497	埼玉りそな銀行東松山

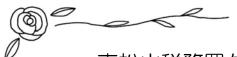
★比企中部支部

賛助	法人名	代表者	住所	電話	紹介者
	㈱温泉道場	山﨑 寿樹	ときがわ町玉川 3700	0493-65-4977	埼玉りそな銀行東松山
0	(株)埼玉武蔵ヒートベアーズ	角 晃多	ときがわ町玉川 3700(内)	0493-65-4977	埼玉りそな銀行東松山

★吉見支部

賛助	法人名	代表者	住所	電話	紹介者
0	内野 彩菜	内野 彩菜	吉見町江和井 223-1	090-2317-1393	AIG(有)シ゛ェーシーエム)
	(特非)フードバンクよしみ・かわじま	佐藤 利昭	吉見町江和井 526-1	090-8947-7986	埼玉縣信用金庫吉見





東松川税務署からのお知らせ

確定申告期における取組

東松山税務署では、納税者利便の向上及び新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止の観点から、関係 民間団体と連携して国税申告手続及び国税納付手続のオンライン化の推進に取り組んでいます。

所得税等の確定申告期に当たり、2月1日から3月15日までの間、東松山法人会会員企業様に次の周知広報のご協力をいただきました。

埼玉中央農業協同組合には、本店及び支店の各店舗内に設置されているデジタルサイネージを活用して、国税庁作成のテレビ CM「スマホとマイナンバーカードでeーTax編」を毎日放映していただき、eーTax、特にスマホ申告の利用拡大を呼びかけていただきました。今後共宜しくお願いいたします。



イグチ交通株式会社には、保有する車両(タクシー)に「スマホ×確定 申告」の広報ステッカーを貼付していただき、走る広告塔として、市内 を中心に隈なく巡回し、スマホ申告の利用拡大を呼びかけていただき

埼玉中央農業協同組合 代表理事組合長 千野寿政様(右) 菊池東松山税務署長(左)



ご協力ありがとうございました。

ました。

イグチ交通株式会社 代表取締役 仲條靖子 様(左)



協会けんぽ埼玉支部の保険料率についてお知らせします

中小企業にお勤めの方が加入する協会けんぽ埼玉支部の令和5年度保険料率が、以下のとおり変更となりました。

健康保険料率

9.71%

令和5年3月分(4月納付分)から

9.82%

介護保険料率

1.64%

今和5年3月分(4月納付分)から

1.82%

- ※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ※賞与については、支給日が令和5年3月1日から変更後の保険料率が適用されます。
- ※保険料額表は協会けんぽのホームページでご確認いただけます。

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会埼玉支部 企画総務グループ TEL 048-658-5918

詳しくはこちら▶





東松山税務署からのお知らせ

法人事業概況説明書・会社事業概況書の記載要領の変更について

概要

- 今和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税の課税期間の初日から、一定の国税関係帳簿(#1)について優 良な電子帳簿の要件 (t2) を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、優良な電子帳簿に係る過少申告加算 税の軽減措置の適用を受ける旨等を記載した届出書 (#3) をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者につ いては、その国税関係帳簿(優良な電子帳簿)に記録された事項に関し申告漏れがあった場合に、その申告漏れに 課される過少申告加算税が5%軽減される措置の適用を受けることができます。
- この措置を踏まえ、以下のとおり令和5年3月1日以後にご提出いただく法人事業概況説明書・会社事業概況書の 記載要領を変更しました。
- 一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者(青色申告法人)が保存しなければならない こととされる総勘定元帳、仕訳帳その他 必要な帳簿(売掛帳や固定資産台帳等)又は消費税法に基づき事業者が保存 しなければならないこととされている帳簿をいいます。なお、対象帳簿(所得 税・法人税)の範囲については、令和5年度税制改正により合理化・明確化が行われます(令和6年1月1日以後適用)。
- (注2)「優良な電子帳簿の要件」は、こちらの「電子帳簿の保存要件の概要」の"優良"の要件をご確認ください。
 (注3)提出が必要となる届出書は、こちらの「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出」をご確認ください。

法人事業概況説明書・会社事業概況書の記載要領の変更

- 国税庁においては、事後検証可能性の高い電子帳簿の利用を推進し、納税者の皆様が自らによる記帳を適切に行え る環境を整備するため、「優良な電子帳簿」の普及に向けた取組を推進しております。
- 「優良な電子帳簿」に係る正確なご理解及びその活用に資する観点から、「優良な電子帳簿」の要件を満たす会計ソフ トを使用している場合には、法人事業概況説明書等にその会計ソフト名及び同ソフトを用いて保存する帳簿の名称 (種類) とともに要件を満たす旨を明示していただくよう変更しました(詳細は次頁以降をご確認ください。)。

(注) 過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、上記注3の届出書を提出いただく必要がありますのでご注意ください。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&A については、<u>こちら</u>の「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご確認ください。

令和5年2月



国税庁

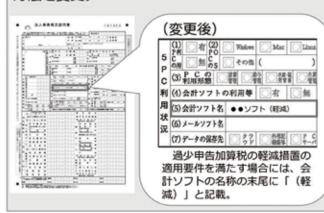
法人事業概況説明書(税務署所管法人用)

具体的な記載要領は次のとおりです。

法人事業概況説明書(表面)

【記載要領の変更点】

会計ソフトを利用して、過少申告加算税の軽減措 置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良 な電子帳簿の保存等を行っている場合には、その 旨を記載できるよう「(5)会計ソフト名」欄の記載 方法を変更。



法人事業概況説明書(裏面)

【記載要領の変更点】

国税関係帳簿ごとに優良な電子帳簿の要件を満た して保存等を行っているかどうかを記載できるよ う「15 帳簿類の備付状況」欄の記載方法を変 更。



様式・記載要領については、こちら ⇒ 法人事業概況説明書 (税務署所管法人用)



国税庁

調査課保管 法人用はこち ь̀⇒



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月 (令和4年12月改訂)

◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請手続を行う必要があります。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

申請手続

現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、 インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備な どの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

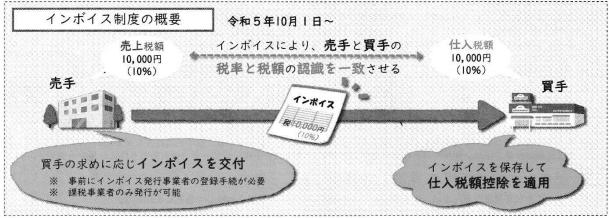
① 国税庁

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

② <u>「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」</u> 免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や 下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会ホームページへ





インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート(登録編)



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の**課税事業者である売上先**は、仕入税額控除のために貴社が交付する**インボイスの保存が必要**ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%) を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、**売上先に直接相談する**ことも考えられます。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在**免税事業者の方**であっても、登録を受けると、**課税事業者として申告が必要**となります (**簡易課税制度を適用することで、**仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する**事務負担の軽減を図る**ことができます)。
- 登録を受けている間は、**基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、**課税事業者として申告が必要となります。
- **登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが**、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、**登録申請手続を行う必要**があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。





□ 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

□ 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に | 円未満の端数が生じた場合「 | のインボイス当たり税率ごとに | 回」端数処理を行うことになります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕 入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム**改修等も含めて**考えましょう。

□ 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備に とって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。
- □ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう
- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- **売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります**。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)
- □ 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう
- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート(買手編)



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

- □ 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう
- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です(よって、以下の項目は検討不要)。
- □ 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう
- 継続的でないような**一度きりの取引、少額な取引**についても原則として**インボイスの保存が仕入税額控除の要件**となります。
- **3万円未満の公共交通機関**や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- □ <u>継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たし</u>ているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう
- 仕入先がインボイス発行事業者の**登録を受けるかどうか事前に確認**しましょう。
- **何がインボイスとなるか**について、仕入先との間で**認識を統一**しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- □ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう
- 請求書を、**登録番号のありなしで区分して管理**できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置(80%・50%控除)の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。
- □ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう
- インボイス制度の開始後も**帳簿の記載事項は変わりません**。
- インボイス保存不要な特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その**旨の記載が必要**です。
- 仕入税額の計算方法は、**積上計算と割戻計算があります**。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)

県内経済の動き

埼玉県の景気は、物価上昇の影響がみられるものの

景気動向指数〉足踏みを示している

11月のCI(コンポジット・インデックス)は、先行指 数:123.7(前月比▲2.2ポイント)、一致指数:85.8 (同▲0.3ポイント)、遅行指数:86.9(同▲0.8ポイン ト)となった。

先行指数は3カ月連続の下降となった。

一致指数は2カ月ぶりの下降となった。基調判断と なる3カ月後方移動平均は、前月比▲0.87ポイント と、3カ月連続の下降となった。埼玉県は景気の基調 判断を、「改善を示している」から「足踏みを示してい る」に下方修正した。

遅行指数は5カ月ぶりの下降となった。



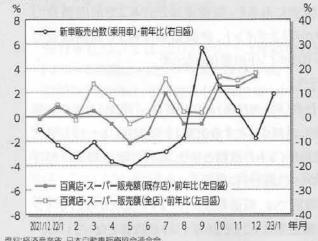
個人消費

百貨店・スーパー販売額は3カ月連続で増加

12月の百貨店・スーパー販売額は1,390億円、前 年比+3.4%(既存店)と3カ月連続で増加した。業態 別では、百貨店(同▲2.1%)は減少したが、スーパー (同+4.2%)は増加した。新設店を含む全店ベース の販売額は同+3.7%と7カ月連続で増加した。

1月の新車販売台数(乗用車)は10,968台、前年 比+9.4%と2カ月ぶりに増加した。車種別では普通 乗用車が7,036台(同+20.7%)、小型乗用車は 3.932台(同▲6.3%)だった。

個人消費の推移



資料:経済産業省、日本自動車販売協会連合金

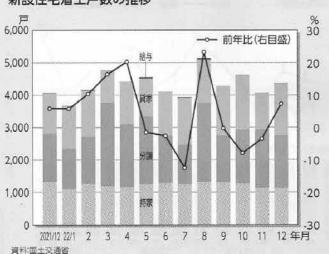
住宅 4カ月ぶりに前年を上回る

12月の新設住宅着工戸数は4,379戸となり、前年 比+7.3%と4カ月ぶりに前年を上回った。

利用関係別では、持家が1,127戸(同▲14.8%)と 10カ月連続で減少したものの、貸家が1.618戸(同+ 26.8%)と2カ月ぶりに、分譲が1,629戸(同+ 10.2%)と2カ月連続で増加した。

分譲住宅は、マンションが278戸(同+17.8%)と2 カ月連続で、戸建てが1,333戸(同+7.3%)と2カ月 ぶりに増加した。

新設住宅着工戸数の推移



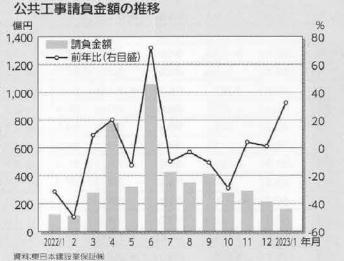
緩やかに持ち直している

公共工事 3カ月連続で前年を上回る

1月の公共工事請負金額は163億円、前年比+ 30.9%と3カ月連続で前年を上回った。2022年4~1 1.200 月までの累計も、同+9.2%と前年を上回って推移し 1,000 ている。

発注者別では、市町村(同▲31.2%)は減少したものの、国(同+30.0%)と県(同+92.6%)、独立行政法人等(同+239.1%)が増加した。

なお、1月の請負件数も334件(同+2.8%)と前年 を上回っている。

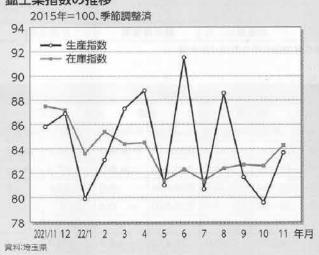


生産 3カ月ぶりに増加

11月の鉱工業指数をみると、生産指数は83.7、前 月比+5.2%と3カ月ぶりに増加した。業種別では、化 学、輸送機械、食料品など12業種が増加したもの の、生産用機械、汎用機械、電気機械など11業種が 減少した。

在庫指数は84.3、前月比+2.1%と2カ月ぶりに増加した。業種別では、情報通信機械、電気機械、プラスチック製品など14業種が増加したものの、パルプ・紙・紙加工品、化学、窯業・土石製品など6業種が減少した。

鉱工業指数の推移



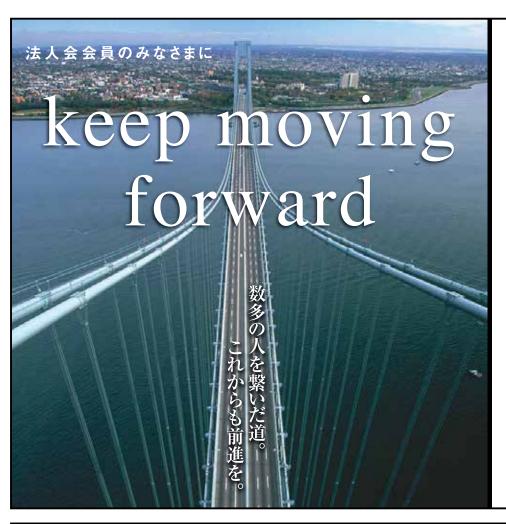
雇用 有効求人倍率は前月から横ばい

12月の受理地別有効求人倍率は、前月から横ばいの1.06倍となった。

有効求職者数が89,732人(前月比+0.5%)と、4 カ月ぶりに前月を上回るなか、有効求人数も95,368 人(同+0.7%)と3カ月ぶりに前月を上回った。新規 求人倍率は、前月から0.11ポイント上昇の2.07倍と なっている。

なお、12月の就業地別有効求人倍率も、前月から 横ばいの1.16倍であった。

有効求人倍率の推移 1.4 - 埼玉県(受理地別·右目盛) 全国(右目盛) - 埼玉県(就業地別·右目盛) q 1.2 1.0 2021/12 22/1 2 3 5 8 9 10 資料:埼玉労働局 (注1)使用している歯は季節調整値 (注2)就業地別有効求人衝撃は、韓王県内を放棄地とする、県外での受理分を含めた求人数で算出された参考協





法人会の「経営者大型総合 保障制度」は1971年に創設 されました。 想いをつないで50年。 これまでも、これからも企業の 繁栄をサポートしつづける 経営者大型総合保障制度です。

D/IDO 大同生命保険株式会社

埼玉県川越市脇田本町6-20(くぼたビル6F) TEL 049-246-1766

AIG AIG損害保険株式会社

埼玉支店/

埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル) TEL 048-641-4050

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。





◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

埼玉西支社 〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台3-18-3 第二リングスビル2F 法人会用フリーダイヤル 200 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

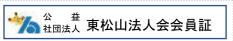
アフラック 法人会

資料請求は

お気軽にどうぞ!



P21192 AFツール-2022-0309-2303007 8月4日



発行所 公益社団法人 東松山法人会

e-Taxでの提出を推奨しておりますが、紙で提出する 場合はこちらを切り取ってご使用ください。

〒 355-0021 東松山市神明町 2-12-27 電 話 0493-24-3254 FAX 0493-24-4918

引受保険会社